

別添1の「第9」の1のアに規定する在宅療養支援診療所

(強化型在宅療養支援診療所(連携型ア))

在宅療養支援診療所とは、在宅療養をされる方の為にその地域で主たる責任をもって診療にあたる診療所であり、地方厚生(支)局長に届出て認可される病院・医院の施設基準のひとつです。

通院が困難な為在宅療養する患者さんやそのご家族が安心して計画的な治療を受けられるように、かかりつけ医として一元的に療養管理する責任を負うのが在宅療養支援診療所の役割となります。

<強化型在宅療養支援診療所(連携型ア)の施設基準>

- ・24時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定し、患家の求めに応じ24時間往診が可能な体制を確保し、普段から訪問診療等を行う医師による連続する24時間の往診体制等を月4回以上確保していること、また、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。
- ・担当医師の指示のもと、24時間訪問看護のできる看護師あるいは訪問看護ステーションと連携する体制を維持すること。
- ・緊急時においては連携する保険医療機関において検査・入院時のベッドを確保し、その際に円滑な情報提供がなされること。
- ・在宅療養について適切な診療記録管理がなされていること。
- ・患者さんにあらかじめ同意を得て、患者さんの病状、治療計画、直近の診療内容等の緊急の対応に必要な診療情報を当該施設に対して文書(電子媒体を含む)により随時提出すること。
- ・在宅支援連携体制を構築していることから、月1回以上のカンファレンスを実施すること。
- ・地域の介護・福祉サービス事業所と連携していること。
- ・年に一回、在宅でお看取(みとり)した方の人数を地方厚生(支)局長に報告すること。

2026年6月1日

ウェルビークリニック

院長 栗田 政樹